

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育指導者その他の青少年関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを基本的な目標として業務を実施しています。

今回の公募の対象である理事長は、機構（役職員 497 名）を代表し、機構の業務を総理するとともに、中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人国立青少年教育振興機構

（法人の業務概要）

機構は、平成 18 年 4 月に設立された独立行政法人であり、文部科学省の政策等に基づき、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を進めている。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）青少年教育指導者その他の青少年関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。
- （2）上記の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。
- （3）上記の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。
- （4）青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- （5）青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。
- （6）青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- （7）青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - ① 青少年のうちおおむね 18 歳以下の者の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
 - ② 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
 - ③ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発
- （8）以上の業務に付帯する業務を行うこと。

2. ポスト：理事長 1 ポスト 1 名

<任期：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日※>

※独立行政法人通則法第 21 条第 1 項等の規定に基づき、任命の日から現に文部科学大臣が機構に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

機構の基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づく上記1に掲げる業務及び下記の事項を含む機構全体の業務運営（本部及び28教育施設、役職員数497名）を総理する。

具体的には以下のとおり。

ア 機構の経営

文部科学大臣の認可を受けた中期計画及び文部科学大臣に届け出た年度計画に基づいて、機構が行う業務全体を総理する。その際、上記1に掲げる業務と業務運営の効率化を両立させるために強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効果的な配分、内外の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

イ 内部統制と機構の健全性確保

機構を代表して、内部統制が適切に推進される体制を管理するとともに、広報活動や情報開示を推進して機構の業務運営の透明性を確保する。また、役職員のコンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の徹底を図るとともに、機構の業務運営に関する内部監査機能を適切に維持する。

ウ 外部関係機関との連携

国内外の青少年教育関係の政府諸機関及び民間団体等と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

エ 機構の長としての責務

機構の業務を総理するにあたり、独立行政法人の長として、また、労働関係法令等に基づく事業者の代表として、所要の責務を果たす。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・我が国の教育行政の動向を十分に理解するとともに、青少年の課題に対応するために、モデル的事業の開発、指導者の養成、基礎的・専門的な調査研究などの役割を担う青少年教育のナショナルセンターの理事長として、職責を果たす熱意及び責任感を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、学校、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する上位の管理経験を有し、相応の能力を有していると認められること。
- ・国内外の青少年教育関係の政府諸機関及び民間団体等との良好な関係を維持発展させることのできる、十分な能力及び知見を有すること。
- ・青少年教育のナショナルセンターの理事長として、国内外の教育行政の動向に機敏に対応しつつ、既存の事業等の成果を検証し、必要に応じて大胆に見直すなど、任期中の業務改善に向けての十分な意欲と能力を有すること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：法人本部（東京都渋谷区代々木神園町3番1号）
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：年収約1,800万円(地域手当、特別手当含む)及び通勤手当
- (5) 福利厚生：国家公務員共済組合法適用〔短期給付（健康保険相当）及び長期給付（厚生年金相当）〕、健康診断（年1回）
- (6) 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

6. 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類等

① 履歴書

② 自己アピール文書

- ・ A4で2枚以内。2,000字程度。
- ・ 自身が当該ポストに適任であることを示すため、機構の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

(2) 応募先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係

(3) 応募期限

令和3年2月4日（木）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

(役員の欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の新職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111(内線：2134)

この他、役員の新職・権限等については、独立行政法人通則法第2章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html